

●お知らせ

いつも自律新聞をご愛読いただき、ありがとうございます。おかげさまをもちまして、第 8 号の発行を迎えることができました。さて、今日まで発行してまいりました自律新聞ですが、一部に片面が白紙であるなどの印刷の失敗があることがわかりました。ご希望の方は、各事務局で交換しておりますが、インターネットをご利用の方は、ホームページでも自律新聞をご覧いただけます。なお、インターネットに掲載しているものは、誤字脱字を訂正してあります。(http://www.miyada.net/)

【きょうの疑問】 合併特例債という借金について

合併特例債は、「債」という文字が付いている通り、合併した場合に利用できる借金です。まれに、合併特例債が合併のご褒美であるとか、有利な起債であるといわれることがありますが、有利や不利という問題ではなく、私達または次世代の国民が借金を背負うことに変わりありません。

合併後 10 年間に行なう事業を記載した「新市建設計画」に基づいて、合併特例債が使われます。合併した旧市町村同士の一体性の確立や、均衡ある発展を図るために実施する公共施設を整備する事業などのことで、旧市町村間の連絡を図る道路、トンネル、橋梁等の整備、福祉施設のない地域における福祉施設の整備、または地域住民の連帯の強化、旧市町村区域の振興のための基金の造成などを目的にしています。つまり、旧市町村同士の一体性の確保を旗印に、新たな借金をして公共事業を実施したり、借金をして貯金をつくるということです。

総務省は、市町村合併で市町村の数が現在の 3 分の 1 に削減されると、4 兆円から 5 兆円の節約になると発表していますが(平成 13 年 6 月 15 日)、経済同友会の試算では、合併特例債が最大で 20 兆円にも達するということが指摘されており、総務省の主張する削減効果の 4 倍から 5 倍に達する、新たな借金を抱え込む可能性もあります。



合併特例債は新たな借金です

例えば、新市が合併特例債を使って、1 億円の費用のかかる公共施設を建設するとします。この場合は、費用の 95%にあたる「9,500 万円」を借金することができます。また、その借金の「70%」にあたる「6,650 万円」が普通地方交付税で措置されます。これは普通地方交付税を計算するために必要な「基準財政需要額」というものを算出する際に、公債費の一定割合を含めるということであって、決して「6,650 万円」を貰えるわけではありません。

したがって、この時点における新市の負担は、1 億円の「33.5%」にあたる「3,350 万円」となります。また、当然ではありますが、その他にも将来にわたって、維持管理に関わる経費もかかることになります。

この地域における合併特例債の使い道

合併特例債を使わないと一体性の確保ができない地域が、そもそも合併するなどということは本末転倒な話ですが、この地域における任意合併協議会では、「学校教育施設整備事業」、「生涯学習施設整備事業」、「消防防災施設整備事業」、「福祉施設整備事業」などに利用することを想定しており、事業費ベース(建物を建てるための費用と、それをつくるための経費を含めて)で、「95 億円」の合併特例債を活用することをうたっています(この地域では、最大で「228 億円」まで利用することもできます)。

しかし、残念なことに、事業の具体的な情報は公開されておらず、この数字が何を根拠にしたものであるのかを、私たち住民が知ることはできません。



【裏面に別のコーナーがあります】

担当：宮田事務局

【わが町・わが村レポート 8】飯島町の自律を確立するために

飯島町では、合併問題に関する住民意向調査用紙と一緒に「市町村合併問題に関する住民意向調査のお願い」という冊子が配られました。この中に、意向調査についての考え方が記されており、第一に、これからの飯島町が進むべき道を定める重要課題であること、第二に、4 市町村の合併に関して「任意合併協議会」から「法定合併協議会」へ移行する判断にあたって町民の意向を調査ものであること、第三に、町民が責任を持って回答することがあげられています。



住民意向調査の結果は、どのように反映されるのでしょうか

飯島町は、今回の意向調査を実施するにあたり、合併是非に関する判断基準を示しました。それは、4 市町村の合併に「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計が、住民意向調査の対象者の「1/2」を上回った場合は、町長が議会に対して法定合併協議会の設置のための議案を提出し、「反対」、「どちらかといえば反対」の合計が、住民意向調査の対象者の「1/2」を上回った場合は、町長は議会に対して法定合併協議会の設置のための議案の提出をしないことが明記されています。自律新聞の第 7 号の「今日の疑問 6」でも書いた通り、この地域においては、法定合併協議会に進むことが、合併することだと考えて間違えありません。一方、上記の結果以外になった場合は、町長が議会と相談しながら判断することになります。調査票には、自由に意見を書く欄も設けられていますが、その意見の扱いについては説明がありません。

「収支財政不足対応策メニュー（案）」が説明される機会がありません

先の飯島町の住民説明会では、飯島町の自律に関する具体的な説明がありませんでしたが、この度、意向調査の調査票と一緒に「飯島町が合併しない場合の収支財源不足対応策メニュー(案)」が配布されました。この資料は、飯島町が合併をせずに自律の方向を選んだ場合の方針案が示されています。ところが資料が配られただけで、自律した場合の説明会は開かれていません。町の将来を決めるための説明会で、なぜ、任意合併協議会の資料とあわせ、自律の資料を配らなかったのでしょうか。本来は、両方きちんと配って、説明するべきだったのです。

飯島町にとって合併は避けられない状況でしょうか

上伊那北部 6 市町村の任意合併協議会は、各市町村の住民投票や意向調査により、辰野町、箕輪町、南箕輪村が離脱しました。高遠町でも反対が賛成を上回る結果が出ています。全国的に見ても、市町村は決して合併ばかりに走っているだけの状況ではなく、今まさに再検討の時期を迎えているといえます。飯島町における合併問題についての流れを振り返ってみると、町民が十分納得できる過程を経て進んでおらず、多くの疑問を持たざるを得ません。「収支財源不足対応策メニュー(案)」の中で実現できる項目については、町民の理解と参加のもとに体制を整え、行財政改革を進めることにより、自立の道が開けます。合併の是非は別としても、飯島町は、宮田村のような踏み込んだ行財政改革に、なぜ取り組むことができないのでしょうか。

このまま合併してしまって、本当によいのでしょうか

この意向調査の結果は、町の将来を決める重要な分岐点となります。もし、あなたが確固たる合併推進の理由を見出せず、「合併しないほうが良いと思うのだが…」と思っている場合、その意向が一番反映される方法は、「反対」、「どちらかといえば反対」の 2 つです。ここで「わからない」という意思表示をすることは、ややもすれば、研究が不足している意味にとられ、法定合併協議会へ進む可能性を高めることになります。任意合併協議会では、すでに少なくとも 3 千万円もの研究費が注ぎ込まれていますが、それでも今のような漠然とした情報しか出てきません。この地域における法定合併協議会は、合併に向けた準備をする場であり、合併の是非の研究をする場ではありません。法定合併協議会へ進むことは、確実に合併に向けて前進することになります。

担当：飯島事務局

【※注】1=自治体問題研究所(編)『ここに自治の灯をもして一小さくても輝く自治体フォーラム報告集』105-106 頁、自治体研究社、2003 年、○駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村任意合併協議会『住民説明会資料―ふたつのアルプスが映える共生と創造のまち』2003 年、○上野原町・秋山村合併協議会ホームページ(<http://www.ua-gappei.jp/>)。

★お問い合わせ★	★賛助金のお願いについて★	★次号の予告★
『市町村合併よりも自律の町村づくり』刊行委員会(〒399-4399 宮田郵便局私書箱 1 号) ・宮田事務局：天野早人(0000-0000-0000) ・中川事務局：湯沢賢一(0000-0000-0000) ・飯島事務局：松村まゆみ(0000-0000-0000) ・F A X：(0000-00-0000)	本紙は飯島町・中川村・宮田村の住民有志で発行しており、その趣旨にご賛同いただいた皆さまからの賛助金で支えられています。本会の研究活動と情報発信へのご理解ご協力をお願い申し上げます。 八十二銀行 宮田支店 普通 156085 市町村合併よりも自立の村づくり刊行委員会	第 9 号(特別版)は 11 月 30 日(日)に発行します。 ・駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村の市町村合併問題についての経過(担当:宮田事務局・飯島事務局)